

○大野市商業振興基金設置条例

昭和59年3月30日

条例第3号

改正 平成8年12月25日条例第20号

平成17年12月21日条例第127号

平成22年3月23日条例第4号

(設置)

第1条 商業を営む中小企業者等の事業振興を図るため、大野市商業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、運用する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) すべての商店街振興組合、商店街振興組合連合会又は商工会議所が主体となって行う周年記念事業等で、市内商店街の活性化に資する事業の財源に充てる場合
- (2) 農林商工連携を推進するため、すべての商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所等が主体となって行う事業で、市内の商業及び農林業の活性化に資する事業の財源に充てる場合
- (3) 市が実施する事業で、特に商業を営む中小企業者等の事業振興が図られる事業の財源に充てる場合

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第127号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。